

看護実践・キャリア支援センター規程

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良県立医科大学看護実践・キャリア支援センター（以下「センター」という）について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、看護職の看護実践能力を高め、看護職の生涯を通じたキャリア支援を行うことを目的とし、本学のみならず地域医療に貢献する看護職を養成することを目的とする。

(所掌事務)

第3条 センターは、上記目的を達成するため、次の事務を行う。

- (1) 看護学科学生および看護師の教育、研修および研究支援に関すること。
- (2) 看護学科学生および看護師のキャリア支援に関すること。
- (3) 認定看護師、専門看護師をはじめとする知識・技術を深めた看護師養成に関すること。
- (4) 看護学科、看護部、看護協会および看護学科同窓会の連携促進に関すること。
- (5) 奈良県内の看護師の知識・技術の向上に関すること。
- (6) スキルスラボの活用に関すること
- (7) 前各号に掲げるもののほか、センターの目的を達成するために必要な業務に関すること。

(組織)

第4条 センターを運営するにあたり、以下の人員を配置するものとする。

- (1) センター長 1名
- (2) 副センター長 1名
- (3) ディレクター 1名
- (4) センター員 3名
- (5) その他理事長が指名するもの

(組織構成)

第5条 前項の人員は以下の職をもって充てるものとする。

- (1) センター長は看護部長が兼任する。
- (2) 副センター長は看護学科長が兼任する。
- (3) ディレクターは理事長が任命する。
- (4) センター員は看護学科教員、看護師各1名が兼任し、事務職員1名が専任する。

(運営委員会)

第6条 センターの管理運営に関する事項を審議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 教育・研究担当理事 1名
- (2) 医療担当理事 1名
- (3) 法人企画部長 1名
- (4) 病院経営部長 1名
- (5) センター長 1名
- (6) 副センター長 1名
- (7) ディレクター 1名
- (8) 教育開発センター教授 1名
- (9) 教職員 若干名

3 前項第9号の委員は看護学科または看護部の推薦を受け、理事長が任命する。

4 教育・研究担当理事は、運営委員会を招集し議長となる。

5 教育・研究担当理事に事故あるときは、医療担当理事がその職務を代行する。

6 議長は、必要と認めるときは委員以外の者に出席を求め、意見を聞くことができる。

7 前各項に規定するもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、運営委員会が定める。

(任期)

第7条 第6条の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の人員の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務局)

第8条 センターの事務局は法人企画部教育支援課に置く。

(その他)

第9条 センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。